平成２４年（フ）第６２２号
兵庫県姫路市大黒壱丁町３番地
債務者　有限会社まどか不動産
代表者代表取締役　松原　芳幸
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小川　政希
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月25日午前10時30分
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第２７０号
埼玉県熊谷市原島142番地
債務者　有限会社漆原ガラス店
代表者取締役　漆原　賢司
1　決定年月日時　平成25年１月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　裕樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月30日午後１時30分
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第２３号
大阪府羽曳野市駒ヶ谷1076番地
債務者　進盛建設株式会社
代表者代表取締役　中野　寿進
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　土生　康晴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月13日午前10時30分
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第５５号
京都府京丹後市峰山町富貴屋22番地
債務者　株式会社堀久
代表者代表取締役　堀　　格
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤居　弘之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月15日午前11時
京都地方裁判所宮津支部

平成２４年（フ）第３７４号
兵庫県尼崎市塚口本町４丁目８番１号、登記記録上の本店所在地札幌市中央区南十六条西12丁目３番15―606号
債務者　有限会社時計台前八屋
代表者代表取締役　長尾　冬彦
1　決定年月日時　平成25年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　正治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月23日午前11時
神戸地方裁判所伊丹支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第８号
北海道登別市若山町２丁目43番地13
債務者　菅原　克己
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　正樹
4　破産債権の届出期間　平成25年３月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月24日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年３月27日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第２０７号
群馬県太田市西本町52番13―201号
債務者　葭谷内　進
1　決定年月日時　平成25年１月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新藤　正敏
4　破産債権の届出期間　平成25年３月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月25日午後３時45分
6　免責意見申述期間　平成25年３月27日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２５年（フ）第２号
福岡県飯塚市下三緒43番地５
債務者　洲濱　　仁
1　決定年月日時　平成25年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古本　栄一
4　破産債権の届出期間　平成25年３月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月15日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２５年（フ）第４６号
千葉県船橋市夏見１―20―７―402号、住民票上の住所千葉県船橋市習志野台４丁目54番７―202号
債務者　平野　昌之
1　決定年月日時　平成25年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴田　真希
4　破産債権の届出期間　平成25年２月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月15日午後２時
6　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第４８号
千葉市若葉区小間子町４番地６　はつらつの里
債務者　西野　松夫
1　決定年月日時　平成25年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清田　友洋
4　破産債権の届出期間　平成25年２月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月15日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１１８３号
千葉県市川市新井２丁目２番16―103号　市川ガーデンプレイス
債務者　島袋　嘉克
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邊　昌秀
4　破産債権の届出期間　平成25年２月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月16日午後２時40分
6　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１６４号
長野県上田市上丸子1410番地４
債務者　下村　忠永
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武井　美央
4　破産債権の届出期間　平成25年３月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月23日午後４時30分
6　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第５号
三重県伊勢市宇治浦田３丁目58番10号、前住所三重県伊勢市大湊町264番地100
債務者　竹村　志眞
1　決定年月日時　平成25年１月24日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河之口　学
4　破産債権の届出期間　平成25年２月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月10日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２４年（フ）第１１２９号
千葉県船橋市丸山３丁目48番７号
債務者　田代　直子
1　決定年月日時　平成25年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永田　　豊
4　破産債権の届出期間　平成25年２月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月23日午後１時20分
6　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第３４号
千葉県八街市八街ほ287番地
債務者　土屋　昌平
1　決定年月日時　平成25年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　南部　朋子
4　破産債権の届出期間　平成25年２月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月23日午前11時20分
6　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係